（警備業法の一部改正）

第三十五条　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（認定手続）」に改め、同条第一項中「の認定」の下に「（以下「認定」という。）」を加え、同条第二項中「認定した」を「認めた」に、「通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければ」を「通知しなければ」に改め、同条第四項中「認定証」を「認定」に改め、同条第五項を削る。

第六条を次のように改める。

（標識の掲示義務等）

第六条　警備業者は、認定を受けたことを示す内閣府令で定める様式の標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

２　警備業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

第七条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「認定証」を「認定」に改め、同条第四項中「認定証の」を「認定の」に、「認定証更新申請書」を「認定更新申請書」に改め、同条第五項中「認定証」を「認定」に改める。

第八条中「第四条の」を削り、同条第一号中「認定証」を「認定」に改める。

第十条第二項中「届出」を「届出書の提出」に改める。

第十一条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第十二条の見出しを「（死亡等の届出）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「認定証の交付」を「認定」に改め、「認定証を」を削り、「に返納しなければ」を「（第九条の規定による届出書の提出をした者にあつては、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会及び同条の規定による届出書の提出をした公安委員会）に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項（第一号及び第四号を除く。）又は前項の規定により認定証を返納すべき者は、第九条」を「認定を受けた者（第九条の規定による届出書の提出をした者に限る。）は、認定が取り消されたとき、又は認定の有効期間が満了したときは、遅滞なく、同条」に、「届出を」を「届出書の提出を」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十一条中「届出を」を「届出書の提出を」に改める。

第四十九条第二項第三号中「第四条の」を削る。

第五十七条第二号中「認定証」を「認定」に改め、同条第六号中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第八号中「第四条の」を削り、「認定証」を「規定による認定」に改める。

第五十八条第一号中「認定証更新申請書」を「認定更新申請書」に改め、同条第二号中「違反して認定証を掲示しなかつた」を「違反した」に改め、同条第三号中「同条第四項」を「同条第三項」に、「届出を」を「届出書の提出を」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十条第一号を次のように改める。

一　第十二条の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第三十六条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の五第二項中「旨を」の下に「主務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

（銀行法の一部改正）

第三十七条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（役員等の第三者に対する損害賠償責任の規定の適用）

第七条の三　銀行の取締役及び執行役に対する会社法第四百二十九条第二項第一号ニ（役員等の第三者に対する損害賠償責任）の規定の適用については、同号ニ中「を含む」とあるのは、「並びに銀行法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置、同法第三十八条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに同法第五十二条の二の九第二項の規定による掲示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む」とする。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に、「公告」を「公告及び前項の規定による閲覧に供する措置」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の場合において、第五十七条の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている銀行は、同項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第三十八条中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の場合において、第五十七条の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている銀行は、同項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の期間、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第四十七条第二項ただし書中「第七条の二第四項」の下に「、第七条の三」を加える。

第五十二条の二の九第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

３　前項の場合において、第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七条の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている外国銀行代理銀行は、前項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の期間、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第五十二条の四十の見出しを「（標識の掲示等）」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第五十二条の四十七第一項中「掲示しなければ」を「掲示し、かつ、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条第二項中「店頭の掲示」を「掲示及び閲覧に供する措置」に改める。